

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法の見直し（精緻化）について	……P1
【コ ラ ム】	確定給付企業年金の税務について	……P6

厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法の見直し（精緻化）について

1. はじめに

2013（平成25）年6月19日「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が可決・成立し、同年11月6日付パブリックコメント手続きにおいて、政省令、告示および通知の概要が公表されました。パブリックコメントの結果は、2014（平成26）年3月14日現在では未公表であり、政省令等の公布・発出は今後行われる見込みですが、同年1月29日付事務連絡「厚生年金基金における今後の方向の検討について」により、パブリックコメントおよび社会保障審議会企業年金部会での審議等を踏まえた政省令等で規定される内容の概要が示されました。

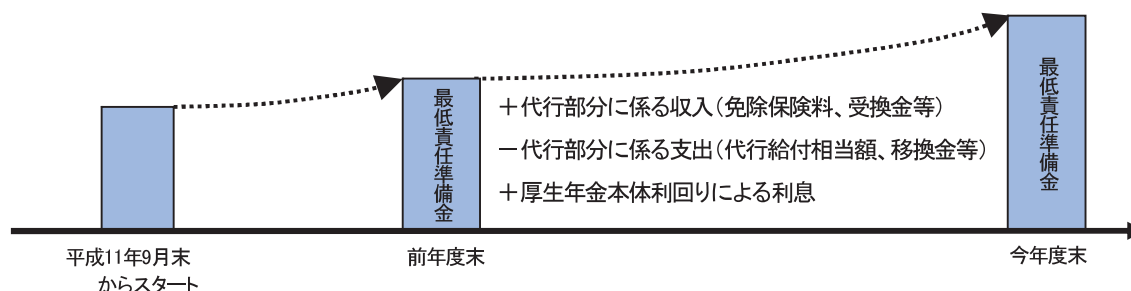
上記の政省令等案の概要および事務連絡によれば、今般の改正では、厚生年金基金の代行部分の債務である最低責任準備金の算出方法に関する見直しが行われます。今月号では、その内容についてご案内いたします。

2. 最低責任準備金の算出方法の概要

厚生年金基金の代行部分の債務評価額である最低責任準備金は、1999（平成11）年10月より計算方法が大幅に変更され、元利合計方式（コロガシ計算）が採用されました。元利合計方式では、給付現価方式による「1999（平成11）年9月末時点の最低責任準備金」を初期値として、同年10月以降の「代行部分に係る収入（免除保険料、受換金等）」、「代行部分に係る支出（代行給付相当額、移換金等）」および「厚生年金本体利回りによる利息」を加減して最低責任準備金を算出します（図表1）。

今般の改正法の制定により、元利合計方式による最低責任準備金の算出に用いる「厚生年金本体利回りによる利息」および「代行給付相当額」の算出方法が見直し（精緻化）されることとなりました。

＜図表1＞元利合計方式による最低責任準備金の算出方法



3. 厚生年金本体利回りによる利息の算出における「精緻化」～「期ずれ」の解消

現行の非継続基準上（解散時）の最低責任準備金の算出においては、例えば、2012（平成24）年度の厚生年金本体利回り（9.57%）は2014（平成26）年1月から12月までの利息を算出するために用いられます。これは、利回りが確定し告示されるのが翌年度の12月頃となるためです。この適用時期のずれを「期ずれ」といいます（図表2）。

<図表2> 厚生年金本体利回りと最低責任準備金算出利回りとの適用時期の違い

年度	厚生年金 本体利回り	暦年	最低責任準備金 算出利回り
平成9	4.66	—	—
10	4.15	平成11	4.66
11	3.62	12	4.15
12	3.22	13	3.62
13	1.99	14	3.22
14	0.21	15	1.99
15	4.91	16	0.21
16	2.73	17	4.91
17	6.82	18	2.73
18	3.10	19	6.82
19	▲3.54	20	3.10
20	▲6.83	21	▲3.54
21	7.54	22	▲6.83
22	▲0.26	23	7.54
23	2.17	24	▲0.26
24	9.57	25	2.17
25～	未確定	26	9.57

厚生年金本体の利回りが安定的に推移している局面では、「期ずれ」の影響は限定的です。しかし、運用環境が大幅に変動すると、たとえ厚生年金本体と同じ運用を行ったとしても、最低責任準備金算出に使用する利回りと年金資産の運用利回りの差が生じ積立不足や剰余が生じることとなります。例えば、2011（平成23）年度においては、厚生年金本体利回りが2.17%であったのに対し、最低責任準備金の算出に使用する利回りは2011年4月から12月は7.54%（2009（平成21）年度の厚生年金本体利回り）、2012（平成24）年1月から3月は▲0.26%（2010（平成22）年度の厚生年金本体利回り）となり、通期で5.59%となっていました。厚生年金本体と同様の運用をした場合は2%程度の運用利回りとなる環境下で6%程度の運用利回りを確保しなければ非継続基準上の不足金が発生する状況であり、実際に多くの基金が非継続基準に抵触することとなりました。

継続基準上（貸借対照表上）の代行部分の債務は、2008（平成20）年度財政決算までは非継続基準上の最低責任準備金と同一でしたが、2009（平成21）年度財政決算より「期ずれ」が解消され「最低責任準備金（継続基準）」となりました。最低責任準備金（継続基準）は、例えば2009年度の厚生年金本体利回りは2009年度の利息を算出するために用いるなど、厚生年金本体利回りの実績を該当年度に適用して算出するものです。平成24年度財政決算においては「期ずれ」の解消方法が見直され、最低責任準備金に利回りを補正する一定率を掛ける簡便な方法により、継続基準上の債務は「最低責任準備金＋最低責任準備金調整額」となりました。

今回の改正では、非継続基準上の最低責任準備金についても「期ずれ」が解消されます。「期ずれ」の解消は、「最低責任準備金（継続基準）」と同様の方法で行われ、厚生年金本体利回りの実績を該当年度に適

用して最低責任準備金を算出することとなります。継続基準上も非継続基準上も「最低責任準備金」が代行部分の債務となり、継続基準上の代行部分の債務の算出方法は、2009年度から2011年度財政決算までの「最低責任準備金（継続基準）」と同様のものに戻ります。なお、解散時には、厚生年金本利回りが確定していない年度については四半期ごとに公表される年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用結果を用いて算出することとなります。

4. 代行給付相当額の算出における「精緻化」～「みなし7号方式」の導入と「8号方式」の見直し

① 現行の「7号方式」と「8号方式」

従来、代行給付相当額の算出においては2つの方法が認められていました。これらの方法は、1999（平成11）年9月3日厚生省告示192号「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例」第1項第7号および第8号にそれぞれ定められていることから、「7号方式」および「8号方式」と呼ばれます。両者の差異は、主として在職老齢年金等の支給停止をどう見込むかという点にあります。

【従来の最低責任準備金算出における代行給付相当額の算出方法の選択肢】

7号方式（原則的方法）：厚生年金本体と同じ支給停止を行うとした場合の支給停止可能額を控除して在職老齢年金等の支給停止を織り込む方式。

8号方式（簡便的方法）：支給停止前の代行年金額に一定率（0.875）を乗じることで在職老齢年金等の支給停止を織り込む方式。

なお現状は、情報の入手の困難さ等の観点から、7号方式は過去に実績がありません。採用するとした場合の実務負担も大きいと、実質的に採用できないものと考えられます。

8号方式においては、支給停止割合が12.5%程度であれば、給付による年金資産の減少額のうち代行部分に相当する額と、最低責任準備金の代行給付相当額による減少分が概ね等しくなるため、積立不足・剰余は発生しないこととなります。一方で、支給停止の主な事由は、在職による支給停止、雇用保険法による高年齢雇用継続給付および失業給付（基本手当）との調整による支給停止等であり、年齢が高くなるほど支給停止は少なくなる傾向にあります。そのため、60歳以上で雇用されている年金受給者が少ない基金や、高年齢の年金受給者が多い成熟度の高い基金では、支給停止割合が12.5%を下回ることとなり、8号方式を採用すると実際より支給停止額を大きく算出することとなります。このため、上述のような基金では、8号方式の採用は積立不足の発生要因となっていると考えられます。

また、0.875という水準に関しては、1999（平成11）年10月以降見直しが行われておらず、その水準の妥当性については疑問視されていました。

今回の改正では、これらの問題点を解消するため、代行給付相当額の算出方法の選択肢に「みなし7号方式」が追加され、「8号方式」における在職老齢年金等の支給停止を織り込むための率「0.875」が見直されます。

② 「みなし7号方式」の導入

今回導入される「みなし7号方式」は、7号方式と8号方式のいわば中間の方法といえます。具体的には、企業年金連合会を通じて支給停止情報を入手することができる在職による支給停止および雇用保険法による給付との調整による支給停止についてのみ支給停止可能額を算出し、その他の支給停止については一定率（0.998）を用いて織り込むという方法です。みなし7号方式は、解散時のみ用いることができ財政決算及び財政計算（解散・代行返上計画を除く）では使用できませんが、この方式を選択することで、基金の支給停止の実態を反映した最低責任準備金を算出することができます。

みなし7号方式による代行給付相当額 = 代行年金額×0.998
－在職および雇用保険法との調整による支給停止にかかる支給停止可能額

③ 8号方式における係数(0.875)の見直し

みなし7号方式は解散時のみの使用となるため、毎年の財政決算においては引き続き8号方式による最低責任準備金を算出することとなりますが、8号方式における支給停止を見込むための係数0.875が下表のとおり年齢階級別の率に見直されます。これにより、基金の成熟度を反映した代行給付相当額の算出が可能となります(図表3)。

＜図表3＞8号方式における新係数

年齢	係数
65歳未満	0.69
65歳以上75歳未満	0.96
75歳以上	1.00

なお、見直し後の係数は、2014(平成26)年4月以降分の代行給付相当額の算出から適用されます。また、2005(平成17)年4月以降の任意の月まで遡及して適用することも可能です。

④ 政府負担金にかかる調整

支給停止を見込むための係数0.875は、最低責任準備金における代行給付相当額の算出のほか、政府負担金の算出にも用いられています。今回の改正では、政府負担金の係数の見直しは行われず、係数を上表の年齢階級別3区分係数に見直した場合に受け取ることができる政府負担金に対して、0.875を使用した場合に受け取ることができる政府負担金が不足している場合、追加の政府負担金を受け取ることはできません。この部分の調整を、最低責任準備金の算出において行うことができます。具体的には、2005(平成17)年4月以降の各月について、0.875による政府負担金が0.875を年齢階級別3区分係数に見直した場合の政府負担金を下回る額を最低責任準備金算出時に控除することも可能とされています。これにより、最低責任準備金は減少することとなります。

5. その他最低責任準備金の算出に関連する見直し内容

① 最低責任準備金の前納

代行部分の将来分返上の認可を受けた基金は、法施行後、解散認可前であっても最低責任準備金の全部または一部を前納することができます。前納額は、「年金給付等積立金から前納額を控除した額」が「代行給付に充てるべき積立金」を上回る範囲で決定することができます。なお、国に返還する最低責任準備金の額が確定した時点で、前納額が最低責任準備金を上回った場合は当該上回った額が還付されますが、それ以外では前納した額は還付されないため、前納額の決定は慎重に行う必要があります。

前納を行った場合の最低責任準備金は、前納を行わなかった場合の最低責任準備金から前納額にかかる利息分を控除した額となります。厚生年金本体利回りがプラスの期間については、前納を行わなかった場合に比べ最低責任準備金を減少させる効果があります。

② 法施行後5年間の経過措置

3.および4.で述べたように、最低責任準備金の算出方法が見直され、「期ずれ」を解消し、みなし7号方式が導入され、8号方式においては支給停止を見込むための率をこれまでの0.875から年齢階級別3区分係数に見直すこととなります。これにより、予定していた解散・代行返上が困難とならないよう特例措置が講じられます。改正法施行後5年間は、解散・代行返上の際の最低責任準備金算出において「期ずれ」解消前後、8号方式における0.875又は年齢階級別3区分係数の選択が可能です。

以下に財政検証、解散・代行返上時の選択肢をまとめました。特例解散における額特例の申請を行う場合にも同様の選択が可能であり、解散時には最大16パターンの最低責任準備金の算出方法があることとなります(図表4)。

＜図表 4＞今後の財政検証、解散、代行返上時に使用可能な方法

			7号方式	みなし 7号方式	8号方式	
					一律0.875	年齢階級別 3区分係数
財政決算・財政計算 (解散・代行返上計画を除く)		期ずれ解消後	○	×	×	○
		期ずれ解消前	×	×	×	×
解散・ 代行返上時	改正法施行後 5年間	期ずれ解消後	○	○	○	○
		期ずれ解消前	○	○	○	○
	改正法施行 5年後以降	期ずれ解消後	○	○	×	○
		期ずれ解消前	×	×	×	×

(注) 代行給付費の算定方法のうち「7号方式」は、過去に実績がなく実務負担も大きいため、実質的に採用できないものと考えられます。

6. まとめ

今般の改正法の施行では、存続を目指す基金に対しては財政運営基準が厳格化されます。その一方で、解散・代行返上を目指す基金に対しては、「解散計画」「代行返上計画」を提出させることで、解散・代行返上時の積立目標に見合う資産のみを目標とした財政運営も可能とされています。

解散または他制度への移行を目指す基金においては、解散・代行返上計画を提出し当該計画に沿った財政運営を行うかどうか、また、国へ返還する最低責任準備金の算出方法をどうするかについて決定することとなるため、早めの検討・対応が必要です。一方、存続を目指す基金においては、存続基準を満たさない場合には解散命令が発動することとなる5年後に向けた計画的な財政運営が求められます。いずれにしても、早期に今後の方向性を検討・決定することが必要です。

りそなコラム

確定給付企業年金の税務について

第46回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）の税務に関する、規約型のDBを実施しているA社の担当者「B係長」と、その上司「C課長」との間のディスカッションです。

B係長：確定申告シーズンの際に、従業員から企業年金の税務についていろいろと質問を受けましたが、なかなかうまく整理できませんでした。

C課長：うむ、企業年金制度は、公的年金を補完する社会的役割を担っているという観点から、さまざまな税制上の優遇措置が講じられているんだ。一口に企業年金といっても、制度に加入してから年金を受給するまでの期間が非常に長期にわたることから、課税の取り扱いについては「**掛金の拠出時**」「**年金資産の運用時**」「**年金・一時金の給付時**」という3つの局面で整理するとわかりやすいよ。

B係長：そうなんですか。では、まず「掛金の拠出時」についてお伺いいたします。

C課長：**企業（事業主）の掛金は全額損金算入**が認められていることは知っているよね。それに加えて、わが社のDB制度のように加入者も掛金を拠出できる制度の場合、加入者負担掛金には**生命保険料控除が適用**されるんだ。控除の限度額は年間40,000円だ。ちなみに、確定拠出年金（DC）では、個人型DCの加入者掛金や平成24年1月から実施されている従業員拠出（マッチング拠出）など加入者自らが拠出している掛金には**小規模企業共済等掛金控除が適用**されるよ。これらの措置により、加入者の所得税や住民税の税負担が軽減されるんだ。

B係長：わかりました次に「年金資産の運用時」はどうでしょうか。

C課長：年金資産から生じる**運用収益に対しては非課税**となっており、退職金原資を企業の内部留保で準備するよりも税制上優遇されているんだ。一方、年金資産に対しては、**特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）**が課税されるんだ。特別法人税とは、企業年金制度では掛金を拠出した時点では各加入者の年金支給額が確定していないため、実際の給付時まで課税を繰り延べることとされており、その遅延利息として課税されるものなんだ。DBおよびDCでは、積立金に対し一律1.173%が課税されるんだ。もっとも、1999年から現在までは租税特別措置法の規定により**課税は停止（凍結）中**なんだ（注：特別法人税の課税停止措置は2017（平成29）年3月末まで延長される見込み）。

B係長：わかりました。では、「年金・一時金の給付時」は如何でしょうか。

C課長：まずは年金給付から説明しよう。DBから支給される老齢年金は、**雑所得**として所得税および復興特別所得税（平成25年1月から平成49年12月までの間に生ずる所得が対象）が課せられるんだ。また、公的年金等（DBおよびDCも含む）に係る雑所得には**公的年金等控除**が適用されるため、他の雑所得よりも税制上優遇されているんだ。公的年金等控除の額は、以下のとおりだ。

受給者の年齢	公的年金等の年間収入額 (a)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	(a) × 25% + 37.5万円
	410万円超 770万円以下	(a) × 15% + 78.5万円
	770万円超	(a) × 5% + 155.5万円
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(a) × 25% + 37.5万円
	410万円超 770万円以下	(a) × 15% + 78.5万円
	770万円超	(a) × 5% + 155.5万円

※受給者の年齢の判定は、その年の12月31日時点の年齢による。

B係長：公的年金等控除の「等」に、企業年金も含まれるのですね。

C課長：課税については、年金を受け取る都度、源泉徴収される形で行われるんだ。源泉徴収額は次のように計算される。まず、控除額（必要経費等）が年間支給金額×25%で所得税が10%と仮定すると、所得税額は「1回あたり支給金額×7.5%（＝（100%－25%）×10%）」となる。さらに復興特別所得税2.1%が加算されるため、源泉徴収税額は「1回あたり支給金額×7.6575%（＝7.5%×102.1%）」となるんだ。なお、年間の支払額は支払者（企業またはDB制度等）より市町村に報告され、翌年の住民税や社会保険料に反映されるよ。

B係長：DBでは、年金を受け取る都度、年金額の7.6575%が源泉徴収されるイメージですね。

C課長：うむ。そして、確定申告時に他の公的年金等と合算して税額を確定するんだ。毎年1月頃、確定申告のために「公的年金等の源泉徴収票」が受給者へ送付されるよ。ただし、わが社のように加入者負担掛金がある場合には、「支給年金額から加入者負担掛金相当額を控除した金額」に対して源泉徴収を行うことになるんだ。実際の計算は、まず加入者負担掛金割合を算出し、次に支給年金額から当該加入者負担掛金割合相当額を控除して源泉徴収税額を計算するんだ。たとえば、加入者負担掛金累計が100万円で年金支給総額が2,000万円とすると、加入者負担掛金割合は5%（＝100万円/2,000万円）となる。1回あたりの支給年金額が500,000円だとすると、ここから5%相当を控除した475,000円に7.6575%を乗じたものが源泉徴収税額となるんだ。ちなみに、企業型DCのマッチング拠出および個人型DCでは、前述のとおり小規模企業共済等掛金控除として全額が控除の対象となっているから、加入者負担掛金であっても給付時は控除しないんだよ。

B係長：へえ、そうなんですか。

C課長：年金給付では「所得年」についても留意する必要があるよ。公的年金やDB等から支払われる年金は雑所得として課税されるが、その収入金額の収入すべき「時期」については、所得税基本通達に「**公的年金等の支給の基礎となる法令、契約、規程又は規約により定められた支給日**」と定められている。つまり、規約により1、4、7、10月にそれぞれ前3か月分を支給すると定められている場合、たとえば平成25年10月～12月分を平成26年1月に支給された場合には、所得年は平成26年となるわけだ。仮に何らかの理由で実際の支給が規約に定める支給日より遅れた場合にも、規約に基づく支給日の属する所得年の所得と判定されるんだよ。

B係長：はい、わかりました。

C課長：では、次は一時金給付について説明しよう。企業年金から支給される一時金は、所得税法上の**退職所得とみなされる一時金（みなし退職所得）**として扱われ、所得税と住民税の対象となるんだ。ここでいう「みなし退職所得」とは、退職一時金のように使用者（企業）から直接支払われるものではないが、その原資は使用者が負担していることから、退職手当と「みなされる」という意味なんだ。ただし、受給の事由や受取方法によっては、退職所得ではなく一時所得として扱われる場合もあるから、注意が必要だよ。退職所得扱いとなるか一時所得扱いとなるかの一般的な基準は、以下のとおりだ。

退職所得	退職に基因し受取る脱退一時金
	役員昇格や執行役員就任に伴って支給される、使用人であった勤続期間に係る退職手当
	退職日以降、年金受給開始前に年金に代えて受取る選択一時金
一時所得	退職日以降、年金受給開始後に年金に換えて受取る選択一時金（ただし将来の年金給付の総額に代えて受取る場合に限る）
	企業年金制度の終了に伴う分配一時金など、退職に基因しない一時金
	退職日前の年金に代えて受取る選択一時金
	退職日以降、年金受給開始後に年金に代えて受取る選択一時金（一部のみ選択）

ちなみにDCでは、原則60歳以降に老齢給付金として支給される一時金は退職所得、通算拠出期間3年以下等の一定要件を充足した場合に支給される脱退一時金は一時所得として扱われるんだ。

B係長：退職所得は、他の所得よりも税制上優遇されている印象をうけます。

C課長：うむ。①**退職所得控除**（勤続年数に比例して増加、②控除後の額の2分の1を課税対象とする**2分の1課税**、③他の所得と合算しない**分離課税**、などの優遇措置があるね。退職所得控除の金額は、以下のとおりだ。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数×40万円（最低80万円）
20年超	800万円 +（勤続年数－20年）×70万円

※1 勤続年数の1年未満の端数は、1年に切り上げて計算する。

※2 障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上表の控除額にさらに100万円加算される。

ただし、上記の控除額が適用されるためには、「退職所得の受給に関する申告書」（退職所得申告書）を提出しなければならない。退職所得申告書の提出がないと、「退職手当等の金額×20.42%」が源泉徴収されるため、確定申告による精算が必要になる場合もあるよ。

B係長：支給される一時金から、上の計算による退職所得控除額を差し引き、更に2分の1を乗じたものが課税所得金額になるんですね。

C課長：そうですね。ただし、勤続年数については注意すべきことがあるんだ。会社からの退職手当の場合、勤続年数は「退職手当等の支払者において引き続き勤務した期間によるもの」とされているので、たとえば長期欠勤や休職中の期間も勤続年数に含める（控除しない）んだ。一方、DB等からの支払の場合は、勤続年数は「一時金の支払金額の計算の基礎となった期間」となるため、休職期間等を計算基礎期間から除外している場合、当該期間を勤続年数から控除する必要があるんだ。また、所得年については、通常は退職日（資格喪失日）あるいは一時金選択日の属する年が所得年となるが、たとえば、定年退職の際に会社からは退職手当を一時金で受け取り、DBについては支給繰り下げを行う場合、数年後に一時金を請求（選択）すると、その選択一時金の所得年は「退職時に会社から退職手当を受け取った年」に遡ることになるよ。

B係長：わかりました。他に留意すべきことはあるでしょうか。

C課長：源泉徴収した所得税は、当該退職手当を支払った月の翌月10日までに「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて所轄の税務署に納付しなければならないんだ。また、支払者（企業またはDB制度等）は、受給者に対して、支払金額、源泉徴収税額等を記載した源泉徴収票を発行しなければならないんだ。2以上の支払者から退職手当等を受けるときには、受給者は第一順位の源泉徴収票を第二支払者に提出する必要があるんだ。第二順位支払者は受給者から源泉徴収票を提出してもらわないと、正しく源泉徴収できなくなってしまうからだよ。

最後に、非居住者（海外居住者等）に支払う年金・一時金の税務について簡単に触れておこう。非居住者が受ける年金については、居住者としての勤務期間に係るものに限らず、その全額が国内の源泉所得として課税されるんだ。ただし、その所得源泉地について租税条約がある場合は、国内法ではなく租税条約の規定が優先されるよ。各国との租税条約は、それぞれ内容が異なっているため、租税条約が締結されているかどうかの確認だけでなく、それぞれの所得に対してどのように規定されているかを確認する必要があるね。非居住者が受ける一時金については、その国内勤務期間に対応する金額に対して20.42%源泉徴収が適用されるんだ。ただし、退職金の支払の基となった退職によってその年中に支払を受ける退職金の総額を仮に居住者として支払を受けたとして計算し、その税額が、源泉徴収された税額よりも少額の場合に、その差額の還付を受けることができるという「退職所得の選択課税」と呼ばれる特殊な課税方法もあるよ。

B係長：はい。もう一度整理したうえで、質問を受けた従業員の方たちに説明するようにします。

以上

企業年金ノート No.551

平成26年3月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>